国債（１年超）	269,539	△ 4,316	△ 200,834	64,389	△ 64,389	—	—	—	
借入金	△ 2,492	6,989	—	4,497	△ 4,497	—	—	—	
国庫短期証券	△ 43,749	34,988	—	△ 8,760	8,760	—	—	—	
一時借入金	△ 24,000	△ 18,366	—	△ 42,367	42,367	—	—	—	
国庫余裕金繰替	—	—	—	—	36,000	36,000	△ 36,000	—	
合計	202,749	—	△ 196,551	6,198	—	6,198	21,575	27,774	
調整項目	△ 663								
総計	202,086								

㈱１．「一般会計」には、交付税及び譲与税配付金特別会計が含まれている。
２．(B)欄以下の内訳の数字は暫定的なものであって、後に若干変更することがある。

参考

政府短期証券増減及び現在高表

△印は減少（単位　億円）

区分	３月末	４月中増減	４月末	５月中増減	５月末	６月中増減	６月末	期中増減
財務省証券	—	78,000	78,000	△ 8,000	70,000	4,000	74,000	74,000
食糧証券	—	—	—	—	—	—	—	—
石油証券	11,604	—	11,604	△ 2,300	9,304	—	9,304	△ 2,300
外国為替資金証券	911,391	68,000	979,391	△ 118,046	861,345	△ 3,345	858,000	△ 53,391
財政融資資金証券	—	—	—	—	—	—	—	—
原子力損害賠償支援証券	—	—	—	1,345	1,345	1,345	2,690	2,690
育児休業等給付証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	922,995	146,000	1,068,995	△ 127,001	941,994	2,000	943,994	20,999

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第６００４号

東京都足立区西伊興２丁目２－２－201
債務者　佐藤　英夫
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　隆一
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月15日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００５号

東京都足立区西伊興２－２－２－201、住民票上の住所東京都足立区西保木間４丁目５－16－403
債務者　浦沢　尚美
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　隆一
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月15日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００６号

東京都練馬区田柄１丁目４－38　グリーンパールＢ102
債務者　中島　博文
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹腰　幸綱
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２２号

東京都板橋区仲宿14－10　仲宿アルコーブⅠ201
債務者　寺田　梨音
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北原　尚
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月15日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３号

静岡県菊川市神尾1443番地
債務者　横山　一樹
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩田　満
4　破産債権の届出期間　令和８年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月16日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第５０９０号

代替住所Ａ（旧住所　東京都北区浮間１丁目５－６－804）
債務者　西山　彰人
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉昭
4　破産債権の届出期間　令和８年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月16日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
東京地方裁判所民事第20部